

講義内容に関する質問事項（講師回答）

1. コロナで2年間、地域での集りやコミュニティが全て無くなった。また個人主義が強く地域づくりが今まで以上に難しくなった。

おっしゃる通り、この事業は消失した地域コミュニティを再編しようとするもので、一筋縄ではいかないと思います。介護保険法も設立当初は「すべての人が要介護状態になるわけではないので保険制度はそぐわない」という意見が聞かれましたが、現在ではなくてはならないものになっています。

一方で、介護保険制度の限界も見えてきています。生活支援体制整備事業は市町村の責任で実施されるものなので、今後ますます市町村格差が生まれてくると思うので、一人でも多くの市民がそれに気づき、支え合えるまちづくりを行っていくかということがポイントになります。コロナ渦でも歩みを止めずに推進してきた地域もあるので、住民の意識醸成（やらされるのではなく自ら取り組むという姿勢）がカギになるので、住民主体の活動が望まれています。

2. 互助で訪問活動をした場合。家から出ない1人暮らし高齢者を一人で訪問し、お頼み雑談を行うのは保護法としてタブー？

この場合の保護法とは個人情報保護法のことでしょうか？個人情報保護法は、個人情報扱う事業者に課せられる法律なので、支え合い活動をしている住民組織等は該当しません。一人暮らし宅を訪問しお悩み相談や話し相手をする上では特に問題無いですが、そのさい見聞きしたプライバシーを本人の同意なしに第三者に伝えてしまうと、名誉棄損やプライバシーの侵害になるので、見聞きしたプライバシーは他人には伝えないというのが原則です。どうしても第三者に伝える必要がある場合は、本人の同意を得るようにしましょう。

3. 生活支援体制整備事業は自立と判定されている人たちへの支援事業と理解した。それが介護保険制度の枠内で行われるのか。狭い範囲で多数つくられる必要があると思うが、旗振りをどこがするのか不明。

おっしゃる通り生活支援体制整備事業の対象は、要支援1・2と自立者、いわゆる軽度者から自立者ということになります。リハビリやヘルパー等の支援が必要な要介護1～5までの人は、従前の介護サービスを利用することが必要ですが、要支援1・2と自立者は、介護保険サービス以外の通いの場や生活支援サービスを利用しながら健康寿命を伸ばしていこうというのが、この事業の目的になります。要するに地域での支え合い体制を構築することがポイントになります。地域というのは自治会・小学校区・中学校区というように活動しやすい範囲で決めることができますが、あまり大きい地域を設定してしまうと逆に地域課題が見えなくなり活動しにくくなります。住民の皆さんが活動しやすい範囲で地域設定しましょう。

また、旗振りはどこがするのか？ということについては、この事業は市町村が実施することになっていますので、旗振りは市町村ということになりますが、実際に動くのは生活支援コーディネーターを委託している社会福祉協議体と住民の皆さんということになりますので、行政と連携しながら住民主体で実施していくことになります。

住民主体ということは、住民が中心となり協議を進め、決定権を持つことにほかなりません。そこを意識して進めないと行政にやらされているという思いが大きくなりうまくいきません。

4 .入院やアパートを借りるときの保証人になってもらうことはできるのか。 互助活動としてできるのかという意味と捉えております。

一人暮らしの高齢者が増えると保証人問題が生じてきます。しかし、支え合い活動で保証人になることは想定していません。ではこの問題をどうするかということですが、保証人問題に関しては、入院に関しては原則保証人を求めること自体に法的根拠がないので入院時に医療機関が保証人を求めること自体が問題ということになります。病院に同行した民生委員や近隣住民が保証人のサインを求められた時にはサインできない旨を伝え、行政（包括支援センター等）に相談しましょう。

また、アパート等の保証人に関しては、保証人を代行してくれる NPO や法人があるので日ごろから把握しておきましょう。中には怪しい法人もあるので安心して依頼できる法人等を確認しておくことも必要です。

その他

理念型のマニュアル（本日の講演内容をこのように理解）を館山市でいかに実現するのか。問題は「まち」地域でいかにして地域共生社会をつくっていくのか。自治、まちづくりを成熟社会の諸制約の中でどのようにして現実的に進めていくかが課題だと思う。館山市政の面では、関係部局の横断的な取り組みも必要ではないか。地域の支え合い活動は結局、館山のコミュニティーをいかに活性化させていくかというコミュニティーガバナンスの質の向上の課題につながっていくのではないか。

生活支援体制整備事業は介護保険法で実施されていますが、そもそも介護保険事業の実施主体は市町村です。市町村数は1700以上あり、人口規模も財源も社会資源も様々です。ということは、自分たちの住んでいる市町村・地域でどのように地域共生社会を作るのかということを、行政・社協・住民・事業所等で協議しながら進めていくということが大前提になります。まさに、館山市の地域コミュニティーをいかに活性化させるかというコミュニティーガバナンスの質の向上が課題ということなのです。